

来庁者案内システム仕様書

第1 総則

1 適用

本仕様書は、京都駅前運転免許更新センターに設置する来庁者案内システム（以下「本システム」という。）の賃貸借及び本システムの保守管理の仕様について定める。

2 調達内容

本調達には、本システムを構築するために必要となる機器及び運用プログラムの作成、調整、動作確認、設置、交通部運転免許試験課（以下「甲」という。）に対する運用に関する教養、運用開始後の保守用部品提供及び保守作業を含むものとする。

3 質疑等

- (1) 本仕様書に関する事前の確認及び内容についての質疑は、書面により行うこと。
- (2) 質疑等の内容及び回答については、一般競争入札参加資格申請書を提出した全ての業者に配布する。ただし、警察情報システムの情報セキュリティを侵害するおそれがある事項については、その旨のみを回答し、質疑は受け付けない。

4 システム構成の作成

- (1) 入札参加者は、本仕様書に基づいて概要設計を実施し、積算の上、システム構成を決定すること。

なお、本仕様書に明記されていない場合でも、本システムを動作させるために必要となるものについては、これをシステム構成に含むこと。

- (2) システム構成には、本システムに関する、搬入、設置、電源措置、配線措置、接続、調整、セキュリティパッチの適用等、全ての作業に要する費用及び保守に関する費用を含むこと。
- (3) 決定したシステム構成に基づいて、システム構成表を作成して一般競争入札参加資格確認申請書提出日までに総務部会計課（以下「会計課」という。）に提出し、甲の確認を受け、指摘を受けた部分は是正すること。
- (4) サプライチェーン・リスクを考慮し、本システムの製造工程において意図しない変更が加えられないよう、次の適切な措置が執られており、当該措置を継続的に実施していること。
 - 本システムの製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されていること。
 - 本システムは不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備された機器であること。
 - 本システムの設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。機器に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等により原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。
 - 本システムを構成する要素（ソフトウェア及びハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。
 - 入札参加者が採用した本システムについて、不正な変更が加えられていないこ

とを調査する体制が入札参加者において確立していること。

(5) 入札参加者は、決定した本システムについて、甲からサプライチェーン・リスクの懸念が払拭できないとの指摘を受けた場合は、本システムの見直しを行うこと。

5 情報セキュリティ管理体制等の確認

出荷引受業者は、第三者による情報セキュリティ管理体制等の認定を受け、入札日までに次のいずれか又は同等以上のものを取得済みであること。

○ I S M S 認証

○ P マーク

なお、前記の事項を証明する書類（写し）を一般競争入札参加資格確認申請書提出時に会計課に提出し、甲の確認を受けること。

6 システム構成

区分	品名	数量	構成
情報表示設備	55型液晶ディスプレイ (天吊3、壁面1、据置1) 表示コントローラー	5式	表示コントローラー は予備1式を含む
		6式	
操作・編集設備	管理操作用端末装置 ・パーソナルコンピューター ・タッチディスプレイ ・ギガビットイーサネット・ スイッチ ・ネットワークHDD ・複合機 ・無停電電源装置	2式	予備機各1式含む 予備機各1式含む 予備機各1式含む
		2式	
		2式	
		1式	
		1式	
		1式	
ソフトウェア	セキュリティ対策ソフト コンテンツ作成ソフト 来庁者案内表示ソフト コンテンツ表示ソフト バックアップソフト 証跡管理ソフト 音声合成ソフト PowerPoint 業務案内、交通安全啓発コン テンツ	2式	
		2式	
		1式	
		2式	
		2式	
		2式	
		1式	
		2式	
		2式	
		10式	

7 納入場所

京都駅前運転免許更新センター

8 貸借期間

令和8年9月1日から令和13年8月31日（60か月間）

9 受注者の責務

(1) 受注者（出荷引受業者を含む。以下「乙」という。）は、契約締結後速やかに甲

と協議の上、導入に係る作業計画書を提出し、甲の承認を受けた後に作業を実施すること。

(2) 乙は、本仕様書の作業期間中、定期的に進捗状況を甲に報告すること。

また、作業計画に影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、速やかに状況を甲に報告するとともに、事態の解決に努めること。

(3) 乙は、本仕様書の作業を管理する作業責任者及び作業員（以下「作業責任者等」という。）を定めて甲に報告し承認を受けること。

(4) 乙及び作業責任者等は、京都府警察が定めるセキュリティに係る誓約書及び作業員名簿を契約締結後速やかに提出すること。

なお、作業責任者等に変更があった場合には、その都度誓約書を提出すること。

(5) 乙は、本仕様書に基づく設定作業を実施する場合において、甲に内容を連絡し指示を受けた上で、乙の責任においてこれを行い、必要となる費用は全て乙が負担すること。

(6) 乙は、作業完了後に次の図書等を、紙媒体で納入すること。

○ 完成図書（詳細は契約締結後に甲と協議の上、決定する。）

- ・ 納入物一覧表（1部）
- ・ 本システムに係る設定内容についての説明書（1部）

○ その他、別途甲が指示する文書

(7) 乙は、本システムの納入に当たって発生した廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」に基づいて納入当日に適正に処分すること。

10 機器の製作、搬入、設置及び撤去

(1) 乙は、甲が指定する設置箇所に本システムを設置すること。

(2) 設置箇所については予めシステム設計も含めて現場調査を実施すること。

(3) ディ스플레이の天井吊り及び壁掛け設置は、機器の重量や耐震性を考慮して、専用の天井吊り、壁掛け金具を使用し、十分な振れ止め、落下防止措置をとるなど、安全対策を確実に実施すること。

また、設置後の意匠を十分に考慮した部材を使用し、曲がり、歪みなどが無いように調整すること。

なお、必要に応じて既設金具類や既設配線の使用も可能とする。

(4) ディ스플레이の据置設置は、容易に移動が可能な専用のフロアスタンドを使用し転倒防止等の十分な安全対策を考慮すること。

(5) 乙は、搬入、設置、配線等の作業について、甲の業務に支障を来さないように実施するとともに既設の機器や施設等を損傷、破損した場合はその修繕等費用を負担すること。

(6) 納入時若しくはシステムの設定完了時に、正常動作の確認（動作確認試験）を実施すること。

(7) 調達機器の搬入については、搬入先の建物、床等の保護のため、養生を施し、汚損や損傷を防止すること。

また、調達機器の設置後、不要となった梱包材、空き箱等は速やかに撤去する

こと。

(8) 乙は、賃貸借期間が終了した場合、甲の指示に従って機器撤去の作業を行い、適正に処分すること。

11 機器操作要領の教養

(1) 乙は、本システムの仕様及び操作方法を記載した取扱説明書を作成すること。

また、機器操作及び障害時の対策要領等、システム運用に必要な内容について、甲が容易に取扱いができるように操作画面を記載した簡易な取扱説明書も併せて作成すること。

(2) 乙は、甲に対し、本仕様書により納入する機器の説明及び操作手順等の教養を実施すること。実施日及び対象者については、別途協議の上、甲が指定することとする。

12 費用及び使用条件

(1) 本契約に係る本システムの構築、案内表示等コンテンツの作成、機器の製作、搬入、設置、配線等の作業、機器操作要領の教養、保守対応及び賃貸借期間終了後の機器撤去は全て乙の負担において実施すること。

(2) 本契約により作成されるコンテンツに関わる所有権、著作権は全て納入と同時に京都府警察に帰属するものとする。

(3) 現行システムで表示している各種案内表示等のデータを新システムに移行すること。

(4) 現行システムから移行したデータ等が問題なく表示及び使用できること。

13 提出書類

乙は以下の書類を作成し甲に提出すること。提出時期、部数については、甲が別途指示するものとする。

(1) 機能証明書

(2) コンテンツ原案

(3) 製造・搬入・設置・撤去の工程表

(4) 本システム構成図

(5) 引渡し完了報告書

(6) コンテンツ作成説明書

(7) その他甲が必要とする書類

14 その他

(1) 本仕様書に記載した機器仕様については、その機能を下回らないものであること。

(2) 乙は、本契約によって知り得た情報を他に漏らしてはならない。

また、他の目的に使用してはならない。本契約が終了、もしくは解除された後においても同様とする。

全ての機器の設置完了後には、本調達により知り得た全ての情報について、返却又は廃棄すること。

(3) 乙は、本仕様書の作業を機器納入業者の指定する業者以外の第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(4) 本仕様書に定める機器は、グリーン購入法対応、国際エネルギースタープログラ

ム基準適合、エコマーク等の環境ラベル取得などの環境配慮型製品であること。

(5) 乙は、本仕様書に記載されていない事項であっても必要と認められる作業については、甲と協議し対応すること。

(6) 乙は、問題が発生した場合、疑問が生じた場合や予定を変更する必要がある場合等については、甲に書面で報告し、指示又は承認を受けること。

(7) 甲が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。

15 セキュリティの確保に関する特約条項

(1) 保護すべき情報の範囲

ア 乙は、本件業務の実施のために、甲から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特記事項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

イ 保護すべき情報の範囲は次のとおりとすること。

(ア) 甲が部外秘の指定をした事項に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）

(イ) 甲が部外秘の指定をした事項に属する物件

(ウ) 前記 (ア) 又は (イ) を基に、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、甲が指定したもの

(エ) 前各号について推知し得る情報

(2) 再委託の禁止

ア 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならないものとする。ただし、やむを得ず再委託を行う場合は、その再委託先契約内容等を記した書面を添え、甲の承認を得るものとする。

イ アのただし書により再委託を行う場合、乙は乙と再委託者との間で締結する契約において、再委託者において本特記事項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。本特記事項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定められない場合は、再委託の承認を取り消すものとする。

ウ アのただし書により乙が再委託する場合、再委託先その他本契約の履行に係る作業に従事する乙以外の事業者（以下「再委託者等」という。）における情報セキュリティの確保について、乙は本特記事項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(3) 情報セキュリティ確保のための体制等の整備

ア 乙は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

イ 乙は、乙の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、契約締結後速やかに甲に通知するものとする。

ウ 乙は、保護すべき情報に接する者（乙及び再委託者等における派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュ

リティの確保に関する誓約書を徴収するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を契約締結後速やかに甲に通知しなければならない。

なお、甲の承認を受けて、作業責任者等から提出させる 前記9の(4)で定める誓約書を情報セキュリティの確保に関する誓約書に代えることができるものとする。

エ 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、甲の承認を得るものとする。

なお、乙があらかじめ当該計画を有する場合には、これに代えることができるものとする。

オ 甲は乙に対し、前項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。

カ 乙は、乙及び再委託者の資本関係、役員等の情報、本件業務の実施場所、取扱者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に通知し承認を得るものとする。

キ 乙及び取扱者は、甲から本人確認を行うため身分証明書等の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

ク 乙は、情報システム及び機器等や役務の調達におけるサプライチェーンにおける甲の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われなことを保証するための具体的な管理体制を証明する書類を甲に提出しなければならない。

ケ クの意図しない変更や機密情報の窃取等が行われるなどの不正が見つかったときに、甲と連携して追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、必要な措置を講じなければならない。

(4) 守秘義務

ア 乙は、保護すべき情報を本契約の契約期間中のほか、本契約満了後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

イ 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

ウ 乙又は再委託者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、乙はあらかじめ、書面により甲に申請し許可を得なければならない。

(5) 業務管理

ア 乙は、本契約に基づき、甲が乙に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び甲が乙に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、乙は、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について甲に対し一切の責任を負うものとする。

イ 乙は、指定する場所において個別の業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報、業務資料等は適正に管理するものとする。また、甲の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報又は業務資料等を持ち出してはならないものとする。

ウ 乙は、業務情報及び業務資料を、本契約の履行又は甲の指定した目的以外に使用してはならない。

エ 乙は、業務情報について、本契約が満了したとき又は甲から廃棄を求められた

ときは、これを直ちに甲が認める方法により廃棄するものとする。

オ 乙は、業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくしては、方法のいかんにかかわらず複製・複写してはならない。

カ 乙は、業務資料について、本契約が満了したとき又は甲から返還を求められたときは、これを直ちに甲へ返還するものとする。

キ 乙は、甲が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、乙から甲に所有権が移転したものは全て甲の認める方法により廃棄しなければならない。

ク 乙は、別途定めがある場合を除き、甲が特に高い可用性又は完全性の確保が必要と指定する保護すべき情報を取り扱う場合、可用性、通信の速度及び安定性、データの保存期間及び方法、データ交換の安全性及び信頼性確保のための方法、情報セキュリティインシデントの対処方法を甲と協議し合意文書を作成するとともに、その合意内容について保証しなければならない。

(6) 脆弱性対策等の実施

ア 乙は、本件業務を実施するに当たり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

イ 乙は、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染等の脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(7) 調達する機器等や役務における対策の実施

ア 乙は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、あらかじめ甲にそのリストを提出すること。

イ 乙は、前項のリストの提出後、調達する機器等や役務に変更があった場合は、リストを修正し再提出すること。

ウ 乙は、甲が調達する機器等や役務について情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭できないと判断した場合は、甲と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行わなければならない。

エ 乙は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると甲が判断した場合は、乙において調査及び必要な措置を講じなければならない。

(8) 情報セキュリティの対策の履行状況の確認

ア 乙は、契約締結後速やかに、本仕様書が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について甲に報告し、承認を得るものとする。

イ 情報セキュリティ対策履行状況の報告方式については、契約締結後に甲が指示する。

ウ 乙は、再委託者等における情報セキュリティ対策履行状況についても、乙に準じた確認を行い、その結果を甲に対して報告し、承認を得るものとする。

エ 甲は、その確認結果が十分でない認められる場合は、その是正のために必要

な措置を講ずるよう乙に求めることができる。

オ 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(9) 情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置

ア 乙は、乙の従業員、再委託者等の故意又は過失により、次の情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「情報セキュリティ事故」という。）が発生したときには、乙として甲に対し一切の責を負うものとする。

(ア) 保護すべき情報のほか、本契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

(イ) 保護すべき情報のほか、本契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合

(ウ) 保護すべき情報を取り扱う又は取り扱ったことのある電子計算機若しくは外部記録媒体に不正プログラムの感染等が認められた場合

(エ) その他契約に係る情報の侵害、損失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑いがある場合

イ 乙は、本件業務の履行に際し、情報セキュリティ事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

ウ 甲は、情報セキュリティ事故が発生した場合、必要に応じ乙に対し調査を実施することとし、乙は甲が行う当該調査について、全面的に協力を行うものとする。

エ 情報セキュリティ事故が再委託者等において発生した場合、乙は甲が当該再委託者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。

オ 乙は、情報セキュリティ事故の損害、影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約満了時まで保存し、甲の求めに応じて提出するものとする。

カ 情報セキュリティ事故が乙の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については、乙の負担とする。

キ 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

ク 乙は、事故の拡大防止及び再発の防止に関する措置について、甲に報告しなければならない。

ケ 乙は、前項の措置の実施状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとし、甲は、その実施状況が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。

コ 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(10) 情報セキュリティ監査

ア 甲は必要に応じて、乙に対し情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施に当たり、甲の指名する職員を乙の事業所その他関係先に派遣することができる。

イ 乙は、甲が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、甲の求めに応じ、必要な協力（甲の指名する職員による乙の事業所その他の関係先への立ち入り、関係者への面会、関係書類の閲覧、監査証拠の提出等）をしなければならない。

い。

ウ 甲が再委託者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、乙は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

エ 乙は、自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を甲に報告することとする。

オ 甲は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分に満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。

カ 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のための必要な措置を講じなければならない。

第2 本システムの仕様等

1 基本機能

- (1) 本システムの表示管理端末及び案内表示盤は、電源オン・オフ管理から案内表示の開始・表示切替までスケジュール設定が可能で、自動運行が可能であること。
- (2) 本システムの表示管理端末の使用に当たっては、ユーザー名・パスワードの入力を必要とすること。
- (3) 利用者毎に使用できる機能を設定できること。
- (4) 複数回連続してパスワード入力を誤った場合は、当該端末を使用不能とする機能及び解除する機能を有すること。
- (5) 一定時間端末操作をしなかった場合は、認証画面に戻る機能を有すること。
- (6) 本システムの管理端末を利用した履歴情報を取得できること。
- (7) 履歴情報は印刷、ファイル保存等を行った履歴を取得でき、必要に応じて検索、印刷が可能なこと。
- (8) 本システムで使用する各種コンテンツデータや配信スケジュールデータなどは、外部記録媒体に自動バックアップできること。
- (9) 自動バックアップのスケジュール設定などは、G U Iにより簡単に設定できること。
- (10) 表示管理端末には、タッチパネルを使用して視覚的操作で簡単に表示操作が行えること。
- (11) 表示管理端末には、M i c r o s o f t社製P o w e r P o i n tをインストールし、P o w e r P o i n tファイルを変換することなく表示すること。
また、本システムで表示する案内情報・交通安全啓発コンテンツなど、全ての情報コンテンツの作成及び編集を可能とすること。
- (12) 動画ファイルとしてa v i、m p e g、m p g、w m v、a s f、m p 4の取扱いが可能なこと。
- (13) 音声ファイルとしてw a v、w a v e、m p 3、a u、a i f、a i f f、w m a、m i d、m i d iの取扱いが可能なこと。
- (14) 静止画データとして、P D F、j p e g、j p g、g i f、p n g、b m pの取扱いが可能なこと。
- (15) 各種管理端末には、停電時に備えて無停電電源装置を設置すること。
- (16) 国又は地方公共団体と同種の契約実績があるシステムであること。

- (17) 今後、制度改正に伴い、導入が予定されるシステムとの連携が必要となった場合にも、柔軟な対応を考慮すること。

2 表示管理端末機能

- (1) 各表示盤と表示管理端末装置は、ネットワーク接続し、表示盤の電源ON・OFFやコンテンツ表示切替などの操作はタッチパネルで視覚的に行えること。
- (2) 情報コンテンツの変更、スケジュール作成、配信などは、管理端末にインストールしたシステムソフトウェアにより簡単に行えること。
- (3) 各ディスプレイごとにテロップ表示を可能とすること。
- (4) RGB画像再生機能を有すること。(MPEG、MPG、WMVなどのファイルが再生可能なこと。)
- (5) PowerPointファイルの表示再生機能を有すること(PPT、PPS、PPTXファイルの再生が可能なこと。)
- (6) HTML表示機能を有すること(HTMLファイルの再生が可能なこと。)
- (7) 静止画表示機能を有すること。
- (8) 各表示盤ごとに「年間」「月間」「曜日」別のコンテンツ表示スケジュール設定が可能で、液晶ディスプレイの電源ON・OFFからコンテンツ表示まで自動連用を可能とすること。
- (9) 京都府警察運転免許試験場で表示されている情報コンテンツは、データを受け取って本システムでも表示できること。
- また、本件にて納品する情報コンテンツは京都府警察運転免許試験場に受け渡し表示できること。
- (10) 情報コンテンツ表示には、スケジュール表示とは別に障害・災害情報などの割り込み緊急表示がタッチパネルのボタン操作で任意に行えること。
- (11) 「京都府交通事故発生件数」表示機能を有すること。
- (12) 京都府交通事故発生状況の入力・表示は、職員でも容易に行えるソフトウェアであり表示用テンプレートを作成すること。
- なお、入力情報・レイアウトは別途打合せにて決定すること。

3 コンテンツ管理アプリケーションソフト

- (1) 本システム全ての表示盤、管理端末の電源管理、状態管理、情報コンテンツ、表示スケジュール、配信管理など全ての集中管理ができる機能を有すること。
- (2) 情報コンテンツ編集に必要なグラフィック編集が可能なアプリケーションソフトをインストールすること。
- (3) 表示管理端末に保存されている情報コンテンツの一覧及び個別コンテンツの印刷機能を有すること。
- (4) 日本語、英語、中国語、韓国語の文字編集・書体、文字色、背景色の指定など、装飾機能を有し、コンテンツ編集が行えること。
- (5) 情報コンテンツは、職員が簡単に作成登録できるように10種類のタイプ別のテンプレート(雛形)機能を有すること。
- (6) グラフィック素材データ取り込みのためのスキャナ機能を有すること。
- (7) 音声合成ソフトにて作成した音声ファイルをコンテンツに組み込むこと。

4 案内情報・交通安全啓発コンテンツ

- (1) 本システムで表示する業務の案内情報及び交通安全啓発コンテンツは、Power Pointで作成し、職員により手軽に編集・作成できること。
- (2) 乙は、各納入コンテンツの作成に当たっては、甲と協議の上、製作スケジュールとサンプルコンテンツを作成し、随時、甲の内容承認を得ながら、表示盤ごとに対応したコンテンツを作成し、納入すること。
- (3) 本システムで扱うコンテンツは、視認性の高いアニメーション効果などを駆使し、来場者に分かりやすいコンテンツを作成すること。
- (4) 納入するコンテンツは、業務案内情報及び交通安全啓発の計10種類とする。
 なお、納入するコンテンツはサンプルを予め提出し承認を得ること。
- (5) 制度、運用変更に伴うコンテンツの追加は別途調整するものとする。

5 Microsoft PowerPoint

本システムで表示する案内情報・交通安全啓発コンテンツなど全ての情報コンテンツの作成及び編集を可能とすること。

6 ハードウェア機器の機能及び性能

(1) 55型液晶ディスプレイ

項目		機能及び性能	数量
1	表示素子	IPS方式+ダイレクトLEDバックライト	5台
2	最大解像度	3,840×2,160ドット以上	
3	最大表示色	約10.7億色	
4	輝度(標準値)	550cd/m ² 以上	
5	コントラスト比(標準値)	1,200:1以上	
6	視野角	左右178度以上・上下178度以上	
7	表示画面サイズ	横1,209mm×縦680mm以上	
8	入力方式	DisplayPort、HDMI、RS-232C、LAN端子	
9	出力方式	DisplayPort、RS-232C	
10	スピーカー出力	10W+10W以上	
11	消費電力	最大105W以下	
12	動作温度	0度～40度	
13	動作湿度	20%～80%(結露なきこと)	
14	外形寸法(W×H×D)	1,235.6×709.3×59.5mm以下	
15	参考機種	SHARP製PN-M552又は同等品	

(2) 天吊金具

項目	機能及び性能	数量

1	対応ディスプレイインチ	60インチ以下	3台
2	積載質量	50kg以下	
3	ディスプレイ取付方式	V E S A W : 200×H : 200/300 W : 300×H : 200/300/400 W : 400×H : 200/300/400	
4	ディスプレイ傾斜	0° ・ -10° ・ -20°	
5	参考機種	C H I E F 製 F H - 20又は同等品	

(3) 壁掛金具

項 目		機能及び性能	数量
1	傾斜角度調整	0～12°	1台
2	耐荷重	56.7kg	
3	重量	7.6kg以下	
4	参考機種	C H I E F 製 M T M 1 U 又は同等品	

(4) フロアスタンド

項 目		機能及び性能	数量
1	取付方向	横／縦付用	1台
2	高さ調節	4段階	
3	キャスター	4個（ストッパ付）	
4	参考機種	S H A R P 製 P N Z S 601又は同等品	

(5) 表示コントローラー

項 目		機能及び性能	数量
1	C P U	インテル® C e l e r o n ® 3965U (2コア、2.2GHz) 以上	6台 (予備機含む)
2	O S	W i n d o w s ® 10 I o T E n t e r p r i s e 2021 L T S C 以上	
3	メモリ	4GB以上	
4	ストレージ	S S D 64GB以上	
5	最大解像度	3,840×2,160ドット	
6	インターフェース	U S B × 4、H D M I、R S 232C、L A N、表示及びコントロールに必要なインターフェースを備えること	
7	使用温度範囲	0～40度	
8	消費電力	65W以下	
9	付属品	取付金具、ケーブル一式	

10	参考機種	S H A R P 製 Z P - 40 又は同等品	
----	------	----------------------------	--

(6) 管理操作パーソナルコンピュータ

項 目		機能及び性能	数量
1	C P U	C o r e i 5 - 12500 プロセッサ (3.00GHz) 以上	2 台 (予備機 含む)
2	メモリ	8 G B 以上	
3	ストレージ	256 G B 以上	
4	光学ドライブ	スーパーマルチドライブ	
5	U S B インターフェイス	U S B × 4 以上	
6	ネットワークインターフェース	1,000 B A S E - T 100 B A S E - T (R J 45)	
7	キーボード	O A D G 準拠日本語版109A キーボード	
8	マウス	U S B 光学マウス	
9	O S	W i n d o w s 11 P r o 以上	
10	消費電力	最大100W以下	
11	参考機種	H P 製 P r o S F F 400G 9 又は同等品	

(7) 管理操作タッチディスプレイ

項 目		機能及び性能	数量
1	液晶パネル	21.5型ワイド液晶	2 台 (予備機 含む)
2	最大解像度	1,920×1,080ドット以上	
3	最大表示色	約1,677万色	
4	輝度 (標準値)	212cd/m ² 以上	
5	コントラスト比 (標準値)	1,000 : 1	
6	視野角	左右178度以上 / 上下178度以上	
7	タッチパネル検出方式	静電容量方式	
8	タッチ操作	最大10点マルチタッチ	
9	入力方式	アナログRGB、HDMI	
10	参考機種	アイ・オー・データ製LCD-MF224 FDB-T2 又は同等品	

(8) ギガビットイーサネット・スイッチ

項 目		機能及び性能	数量
1	スイッチング方式	ストア&フォワード方式	

2	ポート数	10/100/1000BASE-T (RJ-45) × 8ポート	2台 (予備機 含む)
3	消費電力	最大17W以下	
4	参考機種	アライドテレシス製CentreCOM MG S908S-TP又は同等品	

(9) ネットワークHDD

項目		機能及び性能	数量
1	インターフェイス	(1000BASE-T/100BASE-T X/10BASE-T) × 1以上	1台
2	採用ドライブ	NAS専用ハードディスク	
3	ドライブ数	2以上	
4	消費電力	16W程度	
5	参考機種	アイ・オ・データ製 HDL2-TA2又は同等品	

(10) 複合機

項目		機能及び性能	数量
印刷機能			1台
1	印刷解像度	300×600dpi、600×600dpi (カラー)	
2	カラー対応	フルカラー	
3	用紙サイズ	A3サイズまで	
4	給紙容量	最大250枚	
スキャナ機能			
5	スキャン形式	カラースキャナー	
6	原稿サイズ	A3サイズまで	
7	解像度	光学1200dpi級以上	
8	読取諧調	24bit/色	
9	参考機種	EPSON製PX-M6011F又は同等品	

(11) 無停電電源装置

項目		機能及び性能	数量
1	出力コンセント	6個以上	1台
2	出力容量	500VA/450W以上	
3	バッテリー期待寿命	5年以上	
4	入力電圧	AC100V	
5	消費電力	最大50W以下	

6	参考機種	オムロン製BN-50TG	
---	------	--------------	--

7 ソフトウェア一覧

項目		機能及び性能	数量
1	セキュリティ対策ソフト	京都府警察本部が保有するライセンスにて導入すること	2式
2	コンテンツ作成ソフト	Microsoft社製PowerPoint又は同等品	2式
3	来庁者案内表示ソフト	株式会社バーズコミュニケーション製来庁者案内表示システム又は同等品	1式
4	コンテンツ表示ソフト	シャープ株式会社製PN-SV01又は同等品	2式
5	バックアップソフト	1日1回以上、甲が指定する時間帯に、コンテンツ情報データの保存ができること。詳細については、あらかじめ甲と協議すること。	2式
6	証跡管理ソフト	株式会社ラクネシー製MylogStar又は同等品	2式
7	音声合成ソフト	株式会社日立ソリューションズ製ボイスソムリエネオ又は同等品	1式

第3 保守等

1 保守対象

本仕様書により納入する本システムとする。

2 保守対応の要領

- (1) 乙は、本仕様書により納入する本システムが常に正常な状態で使用できるように定期保守を実施し、障害発生時における障害に対応すること。
- (2) 乙は、本システムの修理、保守に対応できる拠点を京都府内に有し、障害発生時には速やかに対応できる体制を有していること。障害受付窓口は一つとし、連絡先及び体制を記した資料を提出すること。
- (3) 障害対応は、原則として甲の業務日とし、12月29日から翌年の1月3日を除く日曜日並びに休日（振替休日を含む。）及び12月29日から翌年の1月3日を除く月曜日から金曜日の8時から17時30分までに生じた障害については速やかに対応すること。

また、時間外に発生した障害についても、緊急性のある場合は甲と調整のうえ、速やかに対応すること。

- (4) 障害対応として、交換部品等の供給が必要となった場合、又は故障が発生した場合は、速やかに必要な部品等の交換、補充、補修等を行い、障害発生前の状態に復旧させること。

また、保守に日時を要することが判明して甲の業務に支障をきたす場合は、乙の負担において同種もしくは同程度の性能を有する代替装置を使用できるようにする

こと。

- (5) 定期保守は、動作確認、部品の損耗状況確認の点検及び清掃とし、契約期間中に保守作業員を派遣し、年1回以上行うこと。定期保守の時期については別途協議の上、決定する。
- (6) 乙は、保守作業を原則として機器の設置場所で行うこと。ただし、設置場所での保守作業が困難な場合は、甲と協議の上、保守作業を行うこと。
- (7) 納入したソフトウェアにバグ等が発見され、メーカーから修正版がリリースされた際は、それらのインストール作業を行うこと。
- (8) 乙は、機器障害時等において、ハードディスクを庁舎から持ち出す場合は、データを復元不可能に消去すること。
- (9) 保守作業員は、風紀、安全、衛生に努めるとともに、当該施設の管理上の規律に従うこと。保守作業員の作業上の行為は、すべて乙の責任とする。
- (10) 乙は、定期点検及び障害復旧作業を行った場合は、その内容の報告を文書で行うこと。
- (11) 情報コンテンツは年に2度までは軽微な修正を行うこと。修正に関しては別途協議すること。

3 その他

- (1) 乙は、迅速な障害復旧を行うため、必要な保守用部品を保有すること。保守用部品に係る費用は乙の負担とする。
- (2) 乙は、甲からのソフトウェア等に関する問い合わせがあれば誠実に対応すること。